

第一百五十九回

参議院国土交通委員会会議録第二十一号

(三三三)

平成十六年六月三日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月一日

辞任

愛知治郎君

小林温君

木村仁君

上野公成君

補欠選任

狩野安君

柏村武昭君

段本幸男君

佐藤雄平君

平野達男君

千葉国男君

大沢辰美君

田村公平君

脇雅史君

松谷蒼一郎君

谷林正昭君

田名部匡省君

弘友和夫君

大門実紀史君

國務大臣 石原伸晃君
副大臣 國土交通大臣 林幹雄君
國土交通副大臣 佐藤泰三君
大臣政務官 国土交通大臣政 齊藤滋宣君
務官 國土交通大臣政 鶴保庸介君

事務局側 常任委員会専門員 伊原江太郎君

國務大臣(石原伸晃君) 石原伸晃君
國土交通大臣 林幹雄君
國土交通副大臣 佐藤泰三君
大臣政務官 国土交通大臣政 齊藤滋宣君
務官 國土交通大臣政 鶴保庸介君○委員長(奥石東君) ただいまから國土交通委員会を開会いたします。
○委員の異動について御報告いたします。
去る一日、愛知治郎君及び小林温君が委員を辞任され、その補欠として上野公成君及び木村仁君が選任されました。定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにすることとしております。
第二に、都市、農山漁村等における良好な景観地保全法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。石原國土交通大臣。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりました景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、景観法案につきまして申し上げます。
近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で、景観条例の制定や景観に配慮した都市整備により、良好な景観の形成に向けた取組が進められております。また、国としても、観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き發揮する一地域一観光を推進するための手法として、良好な景観の形成に向けた取組を進めることとしております。
このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、地方公共団体の取組を支援するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みを創設することが求められています。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るための我が国で初めての景観についての総合的な法律として定めようとするものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。
第一に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。
この法律案は、景観法の施行に伴い、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市開発資金の貸付けに関する法律その他の関係法律について必要な規定の整備を行うものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、都市計画法の改正により、都市計画の地域地区として、景観地区を規定することとしております。
第一に、建築基準法の改正により、景観地区等における建築物の規制に関する規定を整備するとともに、条例で景観重要建造物に対する規制の緩和を行なうことができるとしております。

第三に、屋外広告物法の改正により、景観行政を行つ市町村が屋外広告物に関する条例を制定することができます。これと、屋外広告物の許可対象区域を全国に拡大すること、簡易除却の対象となる屋外広告物等を追加すること、屋外広告業の登録制度を創設すること等の措置を講じることとしております。

第四に、都市開発資金の貸付けに関する法律の改正により、都市開発資金による無利子貸付けの貸付対象の拡大を行うこととしております。

出席者は左のとおり。

委員長 理事

奥石東君

狩野安君
柏村武昭君
段本幸男君
佐藤雄平君
平野達男君
千葉国男君
大沢辰美君
岩城光英君
鈴木政二君
池口修次君
大江康弘君
森本晃司君
沓掛哲男君
佐藤泰三君
齊藤滋宣君
鶴保庸介君
藤野公孝君
谷林正昭君
大門実紀史君
練三君

○委員長(奥石東君) 景観法案、景観法の施行に

【参議院】

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

都市の緑とオープンスペースは、良好な都市環境や都市景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等のために極めて重要であります。このため、都市の緑とオープンスペースを効果的かつ効率的に保全し、増加させる施策を積極的に推進していくことが求められております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、緑地の保全、都市の緑化、都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設、拡充等の措置を講じようとするものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申します。

第一に、市町村の定める緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画の記載事項に、都市公園の整備の方針等を追加することとしております。

第二に、都道府県は、都市計画に緑地保全地域を定めることができることとし、当該地域内の建築物の新築、木竹の伐採等について届出制を導入することとしております。

第三に、市町村は、都市計画に緑化地域を定めることができます。当該地域内で敷地が大規模な建築物の新築等を行う場合には、当該地域に関する都市計画に定められた割合以上の緑化施設を敷地内の空地や屋上に設けなければならないこととしております。

第四に、都市公園について、土地の有効利用と効率的な都市公園の整備を図るため、立体都市公園制度を創設することとしております。

その他、地区計画等の区域において条例により緑地の保全のための規制を行う制度及び首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における管理協定制度の創設、都市公園における監督処分に係る手続の整備等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(奥石東君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、景観法案

一、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案

第二節 準景観地区(第七十四条・第七十五条)

地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限(第七十六条)

第四節 雜則(第七十七条・第八十条)

第四章 景観協定(第八十一条・第九十一条)

第五章 景観整備機構(第九十二条・第九十六条)

第六章 雜則(第九十七条・第九十九条)

第七章 罰則(第一百条・第一百七条)

第一条 総則(第一条・第七条)

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等(第八条・第十五条)

第二節 行為の規制等(第十六条・第十八条)

第三節 景観重要な建造物等

第一款 景観重要な建造物の指定等(第十九条)

第二款 景観重要な樹木の指定等(第二十七条)

第三款 管理協定(第三十六条・第四十二条)

第四款 雜則(第四十三条・第四十六条)

第五節 景観農業振興地域整備計画等(第五十七条・第五十四条)

十五条 第五十九条)

第六節 自然公園法の特例(第六十条)

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画(第六十二条)

第二款 建築物の形態意匠の制限(第六十二条)

第三款 工作物等の制限(第七十二条・第七十三条)

第三節 準景観地区(第七十四条・第七十五条)

地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限(第七十六条)

第四節 雜則(第七十七条・第八十条)

第四章 景観協定(第八十一条・第九十一条)

第五章 景観整備機構(第九十二条・第九十六条)

第六章 雜則(第九十七条・第九十九条)

第七章 罰則(第一百条・第一百七条)

第一条 総則

第二節 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等(第八条・第十五条)

第二節 行為の規制等(第十六条・第十八条)

第三節 景観重要な建造物等

第一款 景観重要な建造物の指定等(第十九条)

第二款 景観重要な樹木の指定等(第二十七条)

第三款 管理協定(第三十六条・第四十二条)

第四款 雜則(第四十三条・第四十六条)

第五節 景観農業振興地域整備計画等(第五十七条・第五十四条)

十六条 第五十九条)

二 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされることが通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好的な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにはかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好的な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として行わなければならない。

(国との責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という)にのつとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、良好な景観の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施する責任を負う。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのつとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念のつとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならぬ。

(定義等)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)の区域内にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域内にあっては中核市、その他他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川公園、広場、海岸、港湾、漁港その他の政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法(昭和三十二年法律百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律百六十二号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

7 第一項ただし書の規定により景観行政団体と

なる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。)の区域内について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

2 当該景観計画区域内の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)による河川、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園、海岸保全区域等(海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第七条第二項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。)に係る海岸、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)による漁港、自然公園法による公園事業(國又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。)に係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であつて、良好な景観の形成に重要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項

3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

4 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定めるときは、当該条例で定めるべき行為

5 二 次に掲げる制限であつて、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

6 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項

7 七 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

8 八 自然公園法第十三条第三項、第十四条第一項又は第二十四条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準で

9 九 該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)

10 十 八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

11 十一 港湾法第三十七条第一項の許可の基準(港湾法第三十七条第一項の許可の基準とする事項)

12 十二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

13 十三 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

14 十四 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

15 十五 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

16 十六 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

17 十七 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

18 十八 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

19 十九 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

20 二十 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

21 二十一 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

22 二十二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

23 二十三 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

24 二十四 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

25 二十五 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

26 二十六 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

27 二十七 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

28 二十八 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

29 二十九 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

30 三十 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

31 三十一 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

32 三十二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

33 三十三 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

34 三十四 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

35 三十五 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

36 三十六 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

37 三十七 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

1 (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準

(2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらは規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準

(3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準

(4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準

2 二 景観計画における良好な景観の形成に関する方針

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4 景観計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければ

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするとときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一条）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならぬ。

6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。

7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあっては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならぬ。

8 景観計画に定める第二項第五号口及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならぬ。

9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分について、は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあっては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。

10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号ホに規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（策定の手続）

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聽かなければならぬ。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聽かなければならない。

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号口又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（特定公共施設の管理者による要請）

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずる

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しても、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該景観計画に係る特定公共施設について、当該管理者の管理に係る景観計画区域（景観計画に第八条第二項第五号口又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない）。

2 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（國又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得て、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

3 前二項の規定による提案（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聞く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に對し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

<p>第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。</p> <p>2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聽かなければならぬ。</p> <p>（景観協議会）</p> <p>第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等の管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」といいう。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行ふ者を加えることができる。</p> <p>2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのつた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならぬ。</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>
<p>第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。</p> <p>一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）</p> <p>二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）</p> <p>三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他の政令で定める行為</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為</p> <p>5 前各項の規定にかかる場合は、景観行政団体の長は、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要なと認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようるべき措置について協議を求めることができる。</p> <p>7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為</p> <p>5 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限り）を受けて行う行為</p> <p>6 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいいう。）内において同法第十五条の十五第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>7 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限り）を受けて行う行為</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>（届出及び勧告等）</p> <p>第二節 行為の規制等</p>
<p>八 第六十二条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等</p> <p>九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等</p> <p>十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第三号に規定する防災街区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地区整備法（昭和六十一年法律第六十三号）第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為</p> <p>十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</p> <p>（変更命令等）</p> <p>第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合</p>	<p>5 前各項の規定にかかる場合は、景観行政団体の長が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出をすることを要しない。</p>
<p>八 第六十二条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等</p> <p>九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等</p> <p>十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第三号に規定する防災街区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地区整備法（昭和六十一年法律第六十三号）第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為</p> <p>十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</p> <p>（変更命令等）</p> <p>第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合</p>	<p>5 前各項の規定にかかる場合は、景観行政団体の長が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出をすることを要しない。</p>

しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に關し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に對しては、当該届出があつた日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならぬ。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に對し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に對して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この條において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団

体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第二百二条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出に係り対象行為について前条第一項の命令を受けた者にかつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員）。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要な長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景

3 景観整備機構（以下この節及び第五節において、景観整備機構）とは、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要な役割を果すものと定められた建造物である。前項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。（指定の通知等）

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。（現状変更の規制）

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築・改築・移転若しくは除却・外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が當

該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付すことができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為について、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

- 第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に對して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公表しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする

者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第二十四条 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に對して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政府の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

（指定の解除）

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

第二十八条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

（景観重要樹木の指定）

第二十六条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（景観重要樹木の所有者の管理義務等）

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわぬよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

- 第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第一項の規定に基づく条

例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従つて適切に行われないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要な役割を果すことができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得て前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要な役割を果すことができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得て前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要な役割を果すことができる。

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があつたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これに表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第二十二条第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第三十二条 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従つて適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可是、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

2 第三十七条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところに第三条の規定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

3 第四十二条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構であつて同法第六十九条第一号イの業務を行うもの(以下この節において「緑地管理機構」という。)は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2

3 第四十二条 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又はニ(1)に掲げる業務」とあるのは、「若しくはニ(1)に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

2 第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

1 申請手続が法令に違反しないこと。

2 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告)

3 第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

(管理協定の変更)

2 第四十一条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第四十一条 第三十九条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後において当該協定は、その公告があつた後において当該協定建物又は協定樹木の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第四款 雜則

2 第四十二条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2

3 第四十三条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となる者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(台帳)

2 第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の微収)

2 第四十五条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令(都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令)で定める。

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要な現状について報告を求めることができる。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは景観管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第五号ハの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合には、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るために、特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第一項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観第七条第一項に規定する景観行政団体をいふ。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）と、同条第三項中「市町村」

とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重

要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これら

の規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内

の規定を同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これ

の規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内

都市公園の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

(港湾法の特例)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）の規定を同法第七条第二項及び第八条第二項の規定による許可を要する行為についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項（これ

の規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内

の規定を同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項（これ

の規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内

七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、同号ハ(4)の許可をしてはならない。

(漁港法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与える」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十五条 市町村は、第八条第二項第五号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用

の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可の基準）に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、同号ハ(4)の許可をしてはならない。

(景観農業振興地域整備計画等)

第五十六条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(4)の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可の基準）に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、同号ハ(4)の許可をしてはならない。

地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観農業振興地域整備計画の区域
- 二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- 三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項
- 四 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

5 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第八項後段を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第五十五条各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用したものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に關し協議すべき旨を勧告することができること。

6 景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）と、同条第二項中「農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは、「景観農業振興地域整備計画に係る景観法第五十五条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは、「当該景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）と、同条第二項中「農用地利用計画」と、「同項」とあるのは、「前項」と、「同条第九項中「農用地区域」とあるのは、「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、「農用地等としての利用に供する」

とあるのは、「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは、「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは、「変更により」と読み替えるものとする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従つて利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のために必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従つて利用すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に關し協議すべき旨を勧告することができること。

（農地法の特例）

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十九号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地）

とあるのは、「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは、「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは、「変更により」と読み替えるものとする。

（景観法第五十五条第一項の規定による変更は、森林法第十条の六によりしたものとみなす。）

2 前条第一項の勧告に係る協議がととのつたことにより景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地については、農地法第三条第二項（第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 前条第一項の勧告に係る協議がととのつたことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十九条本文並びに第二十条第一項の規定により景観整備機関のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十九条本文並びに第二十条第一項の規定により景観整備機関のために賃借権が設定され、これららの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の十五第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十一条の十五第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の十五第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するため」とあるのは、「農業上の利用又は景観計画による良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第六十二条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内において、同項に規定する開発行為に係る景観計画区域においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないよう定めるものとする。

（市町村森林整備計画の変更）

第五十九条 市町村は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の六第二項及び第三項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項の規定によりたてられた地域森

林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適當と認める場合には、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項の規定によりしたものとみなす。

（第六節 自然公園法の特例）

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

（第三章 景観地区等）

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第六十二条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内において、同項に規定する開発行為に係る景観計画区域においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないよう定めるものとする。

（建築物の形態意匠の制限）

第二款 建築物の形態意匠の制限

二 建築物の高さの最高限度又は最低限度

三 壁面の位置の制限

四 建築物の敷地面積の最低限度

（建築物の形態意匠の制限）

第二款 建築物の形態意匠の制限

二 建築物の高さの最高限度又は最低限度

三 壁面の位置の制限

四 建築物の敷地面積の最低限度

（第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、

都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならぬ。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によつては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなけれ

ば、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第一百一条第三号において同じ。）は、することができない。

5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(違反建築物に対する措置)

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若

しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管

理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第一項の規定により必要な措置を命じようと

する場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反する

と認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命令した者若しくは委任した者に行わせることができ。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行なうべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第六十五条 市町村長は、前項第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の建築等の工事の施工者は、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたときは、当該通知をした国機関等に對し

引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした

宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

3 國又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例

第六十六条 國又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が國の機関又は地方・公共団体（以下この条において「國の機関等」という。）である場合においては、當該國の機関等は、當該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、當該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたとき

て認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときには、當該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があつた旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、當該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを當該工事現場に備えて置かなければならぬ。

(適用の除外)

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、

次に掲げる建築物については、適用しない。
一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することはできない。

5 市町村長は、國又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を當該建築物を管理する國の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

6 第二項の規定による認定の表示等

第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、當該工事現場の見やすい場所に、國土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名稱並びに當該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があつた旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、當該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを當該工事現場に備えて置かなければならぬ。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、當該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、當該規定に適合するものと認めたとき

て認定証を交付し、當該規定に適合しないものと認めたとき、又は當該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときには、當該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があつた旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、當該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを當該工事現場に備えて置かなければならぬ。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、當該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、當該規定に適合するものと認めたとき

て認定証を交付し、當該規定に適合しないものと認めたとき、又は當該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときには、當該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があつた旨の表示をしなければならない。

二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

三 文化財保護法第八十三条の三第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物

四 第二号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

六 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分

二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物

三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)

第七十条 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有

者、管理者又は占有者に対しても、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するためには必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によつて通常生ずべき損害を時価によつて補償しなければならない。

2 前項の規定によつて補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第七十一条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた

限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をい
う。第四項において同じ。)における工作物(土
地に定着する工作物以外のものを含む。同項に
おいて同じ。)の設置の制限を定めることがで
きる。この場合において、これらの制限に相当
する事項が定められた景観計画に係る景観計画
区域内においては、当該条例は、当該景観計画
による良好な景観の形成に支障がないよう定
めるものとする。

2 前項前段の規定に基づく条例(以下「景観地
区工作物制限条例」という。)で工作物の形態
意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第
六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の
規定の例により、当該条例の施行に必要な市町
村長による計画の認定、違反工作物に対する違
反是正のための措置その他の措置に関する規定
を定めることができる。

3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十
六条第三項の規定の例により景観地区工作物制
限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続に
ついて、これらの規定に反しない限り、当該條
例で必要な規定を定めることを妨げるものでは
ない。

4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又
は壁面後退区域における工作物の設置の制限を
定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四
条及び前条の規定の例により、当該条例の施行
に必要な違反工作物に対する違反是正のための
措置その他の措置に関する規定を定めることができ
る。

5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、
当該条例の規定により第六十四条第一項の处分
に相当する処分をしたときは、当該处分に係る
工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所
その他国土交通省令で定める事項を、建設業法
の定めるところにより当該請負人を監督する國
土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければ
ならない旨を定めることができる。

定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

(開発行為等の制限)

第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(次節において「開発行為」という。)その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。

2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による处分に対する不服について準用する。

(準景観地区の指定)

第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために、準景観地区を指定することができる。

2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ

4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、

換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者（当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものが、第八十条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に係る土地の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてている土地の所有者の合意を要しない。

4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所

有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地に

あつては、当該土地に對応する従前の土地）について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告があつた後において土地所有者等となつた者（当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用

がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の廃止）

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第八一条第四項又は第八十四条第一項の認可を

受けた景観協定を廃止しようとする場合におい

ては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、

景観行政団体の長の認可を受けなければならな

い。

2

景観行政団体の長は、前項の認可をしたとき

は、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属す

るときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一

項の規定の適用については、合わせて一の所

（一の所有者による景観協定の設定）

第九十条 景観計画区域内の二団の土地（第八十

一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一

の所有者以外に土地所有者等が存しないもの

と認めるときは、景観行政団体の長の認可を受

けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景

觀協定を定めることができる。

（指定期間）

第五章 景観整備機構

第九十二条 景観行政団体の長は、民法第三十四

条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二

項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定

する業務を適正かつ確実に行なうことができる

認められるものを、その申請により、景観整備

機構（以下「機構」という。）として指定する

ことができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定

をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務

所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地

を変更しようとするときは、あらかじめ、その

旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（機構の業務）

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出

があったときは、当該届出に係る事項を公示し

なければならない。

（監督等）

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各

号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保す

るため必要があると認めるときは、機構に対し、

その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号

に掲げる業務を適正かつ確実に実施していない

と認めるときは、機構に対し、その業務の運営

の改善に関し必要な措置を講すべきことを命ず

ることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

（借主等の地位）

第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は

工作物の借主の権限に係る場合においては、そ

の景観協定については、当該建築物又は工作物

の借主を土地所有者等とみなして、この章の規

定を適用する。

2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事

項を定める場合においては、その景観協定につ

いては、当該農用地につき地上権、永小作権、

質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使

用及び収益を目的とする権利を有する者を土地

所有者等とみなして、この章の規定を適用す

る。

3 第五十五条第二項第一号の区域内にある土

地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用

するため、委託に基づき農作業を行い、並び

に当該土地についての権利を取得し、及びそ

の土地の管理を行うこと。

4 前号の事業に効果的に利用できる土地で政令

で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこ

と。

5 第五十五条第二項第一号の区域内にある土

地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用

するため、委託に基づき農作業を行い、並び

に当該土地についての権利を取得し、及びそ

の土地の管理を行うこと。

6 良好的な景観の形成に関する調査研究を行な

うこと。

7 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の

形成を促進するために必要な業務を行なうこ

と。

（機構の業務）

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観

重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観

を形成する広場その他の公共施設に関する事

業若しくは景観計画に定められた景観重要公

共施設に関する事業を行うこと又はこれらの

事業に参加すること。

四 前号の事業に効果的に利用できる土地で政令

で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこ

と。

五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土

地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用

するため、委託に基づき農作業を行い、並び

に当該土地についての権利を取得し、及びそ

の土地の管理を行うこと。

六 良好的な景観の形成に関する調査研究を行な

うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の

形成を促進するために必要な業務を行なうこ

と。

（法律の特例）

八 第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律

（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項

の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業

務の用に供させるために同項に規定する土地を

有償で譲り渡そうとする者については、適用し

ない。

（機構の業務）

九 第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各

号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保す

るため必要があると認めるときは、機構に対し、

その業務に関し報告をさせることができる。

十 第九十六条 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号

に掲げる業務を適正かつ確実に実施していない

と認めるときは、機構に対し、その業務の運営

の改善に関し必要な措置を講すべきことを命ず

ることができる。

十一 第九十七条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十二 第九十八条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十三 第九十九条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十四 第一百条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十五 第一百零一条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十六 第一百零二条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十七 第一百零三条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十八 第一百零四条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

十九 第一百零五条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十 第一百零六条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十一 第一百零七条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十二 第一百零八条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十三 第一百零九条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十四 第一百一十条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十五 第一百一十一条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十六 第一百一十二条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十七 第一百一十三条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十八 第一百一十四条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

二十九 第一百一十五条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十 第一百一十六条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十一 第一百一十七条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十二 第一百一十八条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十三 第一百一十九条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十四 第一百二十条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十五 第一百二十一条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十六 第一百二十二条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十七 第一百二十三条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十八 第一百二十四条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

三十九 第一百二十五条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十 第一百二十六条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十一 第一百二十七条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十二 第一百二十八条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十三 第一百二十九条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十四 第一百三十条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十五 第一百三十一条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十六 第一百三十二条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十七 第一百三十三条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十八 第一百三十四条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

四十九 第一百三十五条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十 第一百三十六条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十一 第一百三十七条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十二 第一百三十八条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十三 第一百三十九条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十四 第一百四十条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十五 第一百四十一条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十六 第一百四十二条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十七 第一百四十三条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十八 第一百四十四条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

五十九 第一百四十五条 景観行政団体の長は、機構が前項の規定によ

ること。

<

る命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

四 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雜則

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)
第九十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることができる。

(経過措置)
第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができるものとする。

第七章 罰則
第一百条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村長の命令に違反した者
二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者

四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第五百二十二条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五 第二十二条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者

六 第二十二条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により許可に付された条件に違反した者

七 第二十三条第一項(第三十二条第一項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八 第六十八条の規定に違反して、認定があつた旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかつた者

九 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十一 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十二 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十三 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十四 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十五 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十六 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十七 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十八 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

十九 第二十二条第一項(第三十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

五百六条 第四十三条の規定に違反して、届出せば、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下

の過料に処する。

五百七条 第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項に基づく条例には、これに違反した者に対する五十万円以下の罰金に処する旨

の規定を設けることができる。

五百八条 第七十二条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項に基づく条例には、これに違反した者に対する五十万円以下の罰金に処する旨

の規定を設けることができる。

五百九条 第七十二条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項に基づく条例には、これに違反した者に対する五十万円以下の罰金に処する旨

の規定を設けることができる。

五百十条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十一条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十二条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十三条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十四条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十五条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十六条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

五百十七条 第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五条の次に次の二条を加える。

(景観重要建造物の一部を次のように改正する。)

六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう)は、良好な景観の形成を図るために必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条

内において、政令で定めた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう)は、良好な景観の形成を図るために必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条

区に改める。

第六条第一項第四号中「若しくは準都市計画

区域」を「準都市計画区域」に、「内」を

「若しくは景観法（平成十六年法律第

号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長

が指定する区域を除く。）内」に改める。

第五十二条第三項及び第五項中「第六十八条

の九」を「第六十八条の九第一項」に改める。

第三章第六節を次のように改める。

第六節 景観地区

（景観地区）

第六十八条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

三 景観地区内においては、建築物の壁又はこ

れに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたとき

は、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁

面の位置の制限に反して建築してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる建築物
二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

3 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する建築

物の敷地については、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる建築物

二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

三 第五十三条の二第三項の規定は、前項の都

市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十八条第三項」と読み替えるものとする。

5 景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る）及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区（景観法第七十条第二項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域（当該壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。）の設置の制限（当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。）が定められている区域に限る。）の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は適用しない。

6 第四十四条第二項の規定は、第一項第一号、第二項第二号又は第三項第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十二条第三項の規定は、第一項第一号、第二項第二号の規定による

第一項第一号に加える。

第六十八条の九に次の第一項を加える。

一 景観法第七十四条第一項の準景観地区内に

おいては、市町村は、良好な景観の保全を図

るため必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物の高さ、壁

面の位置その他の建築物の構造又は敷地に面の位置その他の建築物の構造又は敷地に

して必要な制限を定めることができる。

第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（広告物の表示等の制限）

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物

件の設置を禁止することができる。

第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（広告物の表示等の制限）

3 都道府県は、条例で定めるところによ

り、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、広告物の表示

又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく條

第八十五条第四項中「（第六節を除く。）を削る。」を削り、「並びにこれらの維持並びに屋外広告業」に改める。

第六条第二項中「物件」の下に「（以下「掲出物件」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 広告物等の制限

第三条の前の見出し及び同条を削る。

第四条に見出しとして「（広告物の表示等の禁止）」を付し、同条第一項中「ところにより、美観風致」を「ところにより、良好な景観又は風致」に、「及び広告物を掲出する物件」を「又は掲出物件」に、「禁止し、又は制限する」を「禁止する」に改め、同項第四号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条第二項中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条第三項中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同項第四号中「の外」を「ほか」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

第六十九条第一項第五号中「又は第六十七条の二第一項」を「第六十八条第二項の二第一項」に改め、「第七項まで」の下に「又は第六十八条第一項及び第九十九条第一項第五号中「又は第六十七条の二第一項」を「第六十八条第二項の二第一項」に改め、「第七項まで」を加える。

第八十七条第二項及び第三項中「第六十八条の九第一項」に改める。

第九十九条第一項第五号中「又は第六十七条の二第一項」を「第六十八条第二項の二第一項」に改め、「第七項まで」を加える。

第六十八条の九第一項に加える。

第六十八条の九第一項を削り、「又は第六十八条第二項の二第一項」に改め、「第七項まで」の下に「又は第六十八条第一項及び第九十九条第一項第五号中「又は第六十七条の二第一項」を「第六十八条第二項の二第一項」に改め、「第七項まで」を加える。

例によりその表示又は設置が禁止されているもの(除く)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

第五条及び第六条を次のように改める。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するためには必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ)の前二条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第六条の次に次の章名を付する。

第三章 監督

第七条第一項中「前四条」を「第三条から第五条まで」に、「基く」を「基づく」に、「これに違反する広告物を掲出する物件」を「当該条例に違反した掲出物件」に改め、「対し」の下に、「これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め」を加え、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、「当該掲出物件」に改め、同項ただし書中「しかし、広告物を掲出する物件」を「ただし、掲出物」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第

三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をい

う。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違

反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看

板等を自ら除却し、又はその命じた者若しく

は委任した者に除却させることができる。た

だし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、

広告旗又は立看板等にあつては次の各号のい

ずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当する

同条第二項中「当該広告物を掲出する物件」を「当該掲出物件」に改め、同項ただし書中「しかし、広告物を掲出する物件」を「ただし、掲出物」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されいると、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するとときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二 管理されずに放置されていることが明らかなるとき。

第十五条を削る。

第十四条の見出しを削り、同条中「第八条まで及び第九条第二項」を「第五条まで及び第七条第一項」に、「基く」を「基づく」に改め、「罰金」の下に「又は過料」を加え、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条、章名及び四条を加える。

(景観行政団体である市町村の特例)
第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるものほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより景観行政団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他の国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第六章 罰則
(適用上の注意)

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して

財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第十二条を第二十六条とする。

第十二条を削る。

第十一条中「美観風致」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二節及び章名を加える。

第二節 登録試験機関
(登録)
第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第三十条 第十八条第一項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、そのは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、そのは、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けけることができない。
(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者がであること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第一項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行つるものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されること。

ハ 口の文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならぬ。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、自身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各

これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、自身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯部を休止し、又は廃止してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、自身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可を受けた試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 國土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雜則

第九条を削る。

第八条の見出し中「届出」を「登録」に改め、同条中「に氏名又は名称、営業所の名称及び所

在地その他必要な事項を届け出なければ」を「の登録を受けなければ」に改め、同条を第九条とし、同条の次に第一条を加える。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲

げる事項を定めるものとする。

一 登録の有効期間に関する事項

二 登録の要件に関する事項

三 業務主任者の選任に関する事項

四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一

部の停止に関する事項

五 その他登録制度に関する事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。

一 前項第一号に規定する登録の有効期間

は、五年であること。

二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のい

ずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項につい

て虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。

イ 当該条例の規定により登録を取り消さ

れ、その処分のあつた日から二年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内に

その役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられた者でその停止の期間が経過しない者

日から二年を経過して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から二年を経過しない者

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づかない者

ホ 屋外広告業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が

イから二までのいずれかに該当するもの

ハ 法人でその役員のうちにイから二まで

のいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうち

から業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業

務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設

置に係る法令の規定の遵守その他当該営業

所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとするこ

と。

イ 國土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物

の表示及び掲出物件の設置に關し必要な

知識について行う講習に合格した者

として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識

を有するものとして条例で定める者

部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告

物 一日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以

く処分に違反したとき。

ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律により登録を受けたとき。

した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告

物 一日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以

く処分に違反したとき。

ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律により登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

イ 第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

附則の次に次の別表を加える。

三 景観法(平成十六年法律第号) 第

二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

(都市再開発法の一部改正)

第十四条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十
八号)の一部を次のように改正する。

第七条の八中「第四項」の下に「及び第五項」

を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の一
部改正)

第十五条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の六の見出しを「(集落農業振興地域

整備計画及び景観農業振興地域整備計画)」に改め、同条中「により集落農業振興地域整備計画」の下に「及び景観農業振興地域整備計画」を加える。

(都市緑地法の一
部改正)

第十六条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十
二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「調和」の下に「が保たれる」とともに、景観法平成十六年法律第号

第八条第一項第一号の景観計画区域をその区域

とする市町村にあつては同条第一項の景観計画

との調和」を加える。

第三十五条第二項中「又は都市再生特別地区」

を「都市再生特別地区又は壁面の位置の制限

が定められている同条第一項第六号に掲げる景

觀地区」に改め、同条中第八項を第九項とし、同

第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同

第五項中「の規定にかかわらず」を「及び

第一項の規定にかかるわらず、景觀地区内の建築物(前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)以外の建築物にあつては」に改め、「数値以上」の下に「でなければならず、景

觀地区内の建築物にあつては当該数値以上であり、かつ、第一項の規定により市町村長が定める建築物の綠化率の最低限度以上」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一

項を加える。

5 第二項の規定は、景觀地区(都市計画法第八条第一項第六号に掲げる景觀地区をいい、

壁面の位置の制限が定められているものに限る。次項において同じ。)内の建築基準法第六十八条第二項各号に掲げる建築物について

は、適用しない。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

図るための特別措置に関する法律の一
部改正)

第十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)を「並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景觀法(平成十六年法律第二百一号)」に改める。

本則に次の一条を加える。

(景觀法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景觀法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需

要に応するに足りる適当な住宅が不足するた

め同条第四項に規定する期間を超えて当該被

災者の居住の用に供されている応急仮設建築

物である住宅を存続させる必要があり、かつ、

これを存続させても良好な景觀の形成に著し

い支障がないと認めるときは、同項の規定に

かかわらず、更に一年を超えない範囲内にお

いて同項の許可の期間を延長することができ

る。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、

同様とする。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、景觀法(平成十六年法律第一号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条

の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中

都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景觀法附則ただし書に規定する日から施

行する。

(美觀地区に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)第八条第一項第六号の規定により定められた美觀地区(第三条の規定による改正前の建築基準法第六十八条の規定により地方公共団体の条例で建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められているものに限る。)は、第一条中「及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)を「並びに建築基準法(昭和二

五年法律第二百一号)及び景觀法(平成十六年法律第二百一号)」に改める。

本則に次の一条を加える。

(景觀法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景觀法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常

災害である場合において、被災者の住宅の需

要に応するに足りる適当な住宅が不足するた

め同条第四項に規定する期間を超えて当該被

災者の居住の用に供されている応急仮設建築

物である住宅を存続させる必要があり、かつ、

これを存続させても良好な景觀の形成に著し

い支障がないと認めるときは、同項の規定に

かかわらず、更に一年を超えない範囲内にお

いて同項の許可の期間を延長することができ

る。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、

同様とする。

定」とあるのは「景觀法整備法附則第一条第二項の規定により読み替えて適用する前項本文の規定」と、同項第二号及び第三号中「景觀地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後」とあるのは「景觀法整備法の施行の日以後」とする。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第七条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(新屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例(以下この条例において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第十三条の規定により

その事務を処理する地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例(以下この条例において「新条例」という。)を定め、これを施行するま

での間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び法律第六十九条第二項及び第三項の規定に基づく条例(以下この条例において「新条例」という。)を定め、これを施行するま

での間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条(第九条第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)

は、新条例の規定にかかるわらず、登録を受けなくとも、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録

の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十一条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められている美観地区（附則第二条第一項前段に規定する美観地区を除く。）についての第五条の規定による改正後の屋外広告物法第三条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正）

第七条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条 第八条中「第六十八条の九」を「第六十八条の九第一項」に改める。（構造改革特別区域法の一部改正）

第八条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）の一部を次のように改正する。目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三十三条第一項」を「第三十二条」に改め、同条を第二十九条とする。

第四十一条に、「第四十三条—第四十五条」を「第四十二条—第四十四条」に改める。

第二条第四項中「第三十九条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第十八条を削る。

第十九条第一項中「別表第九号」を「別表第八号」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一号とする。

第二十三条第一項中「及び第三十条」を「及び第二十九条」に、「別表第十三号」を「別表第十二号」に、「第三十条第二号」を「第二十号」に、「第三十一条第二号」を「第二十二号」に改め、同条第三項中「別表第十三号」を「別表第十二号」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第一項中「別表第十四号」を「別表第十三号」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二项とし、同条第二项とし、同表第十三号中「第二十条」を「第十九条」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十号中「第二十条」を「第十九条」に改め、同号を同表第一号とし、同表第十一号中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十三号中「第二十二条」を「第二十二条」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十四号中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十五号中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十六号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十七号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十八号中「第二十八条」を「第二十七条」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十九号中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十九号中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同号を同表第十七号とし、同号を同表第十九号中「第二十九条」に改め、同号を同表第二十九号とし、同表第二十一号中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同号を同表第二十二条とし、同表第二十二号中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第二十三号を同表第二十二号とす。

第三十二条中「別表第二十一号」を「別表第二十一号」に改め、同条を第三十一条とする。

第五章中第三十三条を第三十二条とし、第三十四条から第四十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第六章中第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第三十二条第一項に改める。

第三十三条第一項に改める。

第三十四条第一項に改める。

第三十五条第一項に改める。

第三十六条第一項に改める。

第三十七条第一項に改める。

第三十八条第一項に改める。

第三十九条第一項に改める。

第四十条第一項に改める。

第四十一条第一項に改める。

第四十二条第一項に改める。

第四十三条第一項に改める。

第四十四条第一項に改める。

第四十五条第一項に改める。

第四十六条第一項に改める。

第四十七条第一項に改める。

第四十八条第一項に改める。

第四十九条第一項に改める。

第五十条第一項に改める。

第五十一条第一項に改める。

第五十二条第一項に改める。

第五十三条第一項に改める。

第五十四条第一項に改める。

第五十五条第一項に改める。

第五十六条第一項に改める。

第五十七条第一項に改める。

第五十八条第一項に改める。

第五十九条第一項に改める。

第六十条第一項に改める。

第六十一条第一項に改める。

第六十二条第一項に改める。

第六十三条第一項に改める。

第六十四条第一項に改める。

第六十五条第一項に改める。

第六十六条第一項に改める。

第六十七条第一項に改める。

第六十八条第一項に改める。

第六十九条第一項に改める。

第七十条第一項に改める。

（都市緑地保全法等の一部を改正する法律）
第一条 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

都市緑地法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第四条）

第三章 緑地保全地域等

第一節 緑地保全地域（第五条—第十一条）

第二節 特別緑地保全地区（第十二条—第十九条）

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全（第二十条—第二十三条）

第四節 管理協定（第二十四条—第二三十条）

第五節 雜則（第三十二条—第三十三条）

第六章 市民緑地（第五十五条—第五十九条）

第七章 緑地協定（第四十五条—第五十四条）

第八章 緑地管理機構（第六十八条—第七十一条）

第九章 雜則（第七十四条）

第十章 賞罰（第七十五条—第七十九条）

附則

第二十四条を第七十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十九条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十

条を第七十条とする。

第二十条の七第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに掲げる業務

イ 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。

ハ 都市計画区域内の緑地の買取り及び買

い取った緑地の保全を行うこと。

二 次に掲げる業務

(1) 住民等の利用に供する認定緑化施設

の管理を行うこと。

(2) 認定事業者の委託に基づき、認定計

画に従つた緑化施設の整備又は認定緑

化施設の管理を行うこと。

(3) 認定事業者に対し、認定計画に従つ

た緑化施設の整備に必要な資金のあつ

せんを行うこと。

第二十条の五の三第一項第二号中「緑化施設」

の下に「(植栽、花壇その他の国土交通省令で定

められた部分に限る。)」を加え、同条を第六十一条

十二条とする。

第二十条の五の二中「第二条の二第一項第三

号二」を「緑化地域又は第四条第一項第三号ホ

に改め、「(当該建築物の屋上、空地その他の屋

外に限る。)」を削り、同条を第六十条とする。

第二十条の三を第七章とする。

第二十条の六を第六十八条とする。

第三章の四を第八章とし、同章の次に次の一

章を加える。

第九章 雜則

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき政令又は

国土交通省令を制定し、又は改廃する場合に

おいては、それぞれ、政令又は国土交通省令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と

される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置を含む。)を定めること

ができる。

第二十条の五の九の見出し中「樹木保存法」

を「都市の美観風致を維持するための樹木の保

存に関する法律」に改め、同条中「第九条の八」

を「第三十条」に、「樹木保存法」を「都市の

美観風致を維持するための樹木の保存に関する

法律」に改め、第三章の三中同条を第六十七条

とする。

第二十条の五の八中「第二十条の六第一項」

を「第六十八条第一項」に改め、「緑地管理機

構」の下に「(第六十九条第一号ニに掲げる業務

を行うものに限る。)」を加え、同条を第六十六

条とする。

第二十条の五の七を第六十五条とし、第二十

条の五の六を第六十四条とし、第二十条の五の

五を第六十三条とし、第二十条の五の四を第六

条とする。

第二十条の五の二中「第二条の二第一項第三

号二」を「緑化地域又は第四条第一項第三号ホ

に改め、「(当該建築物の屋上、空地その他の屋

外に限る。)」を削り、同条を第六十条とする。

第二十条の三を第七章とする。

第二十条の五の見出し中「樹木保存法」を「都

市の美観風致を維持するための樹木の保存に関

する法律」に改め、同条中「第九条の八」を「第

三十条」に、「第二十条の二第一項」を「第五

十五条第一項」に、「樹木保存法」を「都市の

美観風致を維持するための樹木の保存に関する

法律」に改め、第三章の二中同条を第五十九条

とする。

第二十条の四の見出し中「首都圏近郊緑地保

全法」を「首都圏保全法」に改め、同条第一項

中「首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定

による近郊緑地保全区域(緑地保全地区及び特別

緑地保全地区)」に、「同法第八条第一項」を「首

都圏保全法第七条第一項」に改め、同条第一項

中「近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五

条第一項の規定による近郊緑地保全区域(緑地

保全地区及び特別緑地保全地区)」に、「同法第

九条第一項」を「近畿圏保全法第八条第一項」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十条の三中「前条第一項」を「第五十五

条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。

第二十条の二第一項中「第二十条の六第一項」

を「第六十八条第一項」に、「で第二十条の七

条」に掲げる業務のうち市民緑地の設置及び

管理に関するものを行つるもの」を「第六十九条

第一号口に掲げる業務を行つものに限る。」に改め、同条を第六十六条とする。

号又は第三号に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く）を「首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地区及び特別緑地保全地区を除く。次項において同じ。）に改め、同項第一号中「緑地保全地区」を「緑地保全地区（地区計画等緑地保全条例により制限を受けた区域を除く。次項において同じ。）及び特別緑地保全地区」に改め、同項に次の一号を加え。

三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地の区域 市町村長 第二十条第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において、都道府県又は指定都市がそれぞれ当該都道府県又は当該指定都市の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合

二 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内において、都道府県が当該都道府県の区域（指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場合

三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内において、市町村が当該市町村の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合

第二十条の二を第五十五条とし、同条の次に次の二項を加える。

（国補助）

第五十六条 国は、市民緑地契約に基づき地方

公共団体が行う市民緑地を利用する住民の利用のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第三章の二を第六章とする。

第二十条第一項中「第十四条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第一項各号」を「第四十七条第一項各号」に改め、同条第三項及び第四項中「第十六条第一項」を「第四十七条规定」に改め、第三章二項を「第四十七条第二項」に改め、第三章中同条を第五十四条とする。

第十九条の二中「第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条の二第一項」を「第四十五条第一項、第四十八条第一項、第五十二条第一項」に改め、同条を第五十三条とする。

第二十条中「第十四条第四項又は第十七条第一項」を「第四十五条第四項又は第十八条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第十九条中「第十四条第二項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第十七条第二項）を「第四十七条第二項（第十八条第二項）」に改め、同条第四項及び第五項中「第十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第五十一項とする。

第二项（第十六条第二項）を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第十七条第二項）を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第十八条第二項）を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第十九条第二項）を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第二项）を「第四十七条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第二项）を「第四十七条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第二项）を「第四十七条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第十四条第一項中「第十七条の二第一項」を

「第四十九条第一項」に、「第十八条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を第四十

五条とする。

第三章を第五章とする。

第十三条第一項中「第五条第一項」を「第八

条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例（第二十条第一項の許可に係る部分に限る。）に改め、第二章第三節中同条を第三十三条规定とする。

第二十条第一項中「都道府県に関する規定」の下に

「次項の規定により読み替えて適用するものを除く。」を加え、同条を第五十条とする。

第二项（第十二条第一項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第六条第一項中「関係市町村及び都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会（当該中核市に市町村都市計画審議会）」と、同条第四項中「公表するとともに、関係市町村に通知しなければ」とあるのは「公表しなければ」とする。

第二项（第十二条第二項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第二项（第十二条第三項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第四項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二项（第十二条第五項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第六項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二项（第十二条第七項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第八項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第九項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十一項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十二項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十三項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十四項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十五項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十六項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十七項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十八項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第十九項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第二十項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第二十一項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第二十二項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第二十三項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第二十四項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二项（第十二条第二十五項）を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

法の規定に、「樹木保存法第五条第一項」を「同法第五条第一項」に、「及び都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木保存法を「及び緑地管理機構（都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法に、「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された」を「又は」に改め、第二章第二節中同条を第三十条とする。

第九条の七中「第九条の五」を「第十七条第一項中「第十七条の二第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第九条の二第二項」を「第二十

四条第五項」に改め、同条第二項中「第九条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十四

条第三項各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同条を第二十六条とする。

第九条の五を第二十七條とする。

第九条の四中「第九条の二第五項」を「第二

十四条第五項」に改め、同条第二項中「第九条の二第三項各号に掲げる基準に」を「第二十四

条第三項各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同条を第二十六条とする。

第九条の三中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条の四中「第九条の二第五項」を「第二

十四条第五項」に改め、同条第二項中「第九条の二第三項各号に掲げる基準に」を「第二十四

条第三項各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同条を第二十六条とする。

第九条の三中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条の四中「第九条の二第五項」に改め、同条第二項中「第九条の二第二項」に「で第二十条の六第一項」に「で第二十条の七第一項」を「第六十八条第一項」に「で第二十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条第一項」に「で第二十条の七第一項」に改め、同条第三項中「第二十四

条第三項各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同条を第二十六条とする。

第九条の三中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条の四中「第九条の二第五項」に改め、同条第二項中「第九条の二第二項」に「で第二十条の六第一項」に「で第二十条の七第一項」を「第六十八条第一項」に「で第二十条の七第一項」に改め、同条第三項中「第二十四

条第三項各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同条を第二十六条とする。

前に次の「号」を加える。

一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第二項第一号口に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

第九条の二第四項中「にある」を「に存する」に改め、同条を第二十四条とする。

第二章第二節を同章第四節とする。

第九条中「第二条の二第二項第三号口」を「第四条第二項第三号口(2)」に改め、第二章第一節中同条を第十八条とし、同条の次に次の「一条」を加える。

(報告及び立入検査等についての準用)

第十九条 第十一条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは、「第十四条第一項の規定による許可を受けた」と、同条第二項中「第八条及び第九条」とあるのは、「第十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

(報告及び立入検査等についての準用)

第十五条 第九条の規定は、前条第一項の規定により違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

(損失の補償についての準用)

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十条第一項第一号に改め、同条第二項中「第二十条の六第一項」を「第六十八条第一項」に、「第二十条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全に関するものを行うもの」を「(第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。)に改め、同条を第十七条とする。

第六条及び第七条を削る。

第三条の見出し中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同条第一項本文中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、

前記の「号」を加える。

同項ただし書中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に、「すでに」を「既に」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同条第五項中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に、「すでに」を「既に」に改め、同条を第二十四条とする。

郊緑地保全区域及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域内の緑地保全地区」を「首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区」に、「首都圏近郊緑地保全法第五条第一項及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律」を「首都圏保全法第五条第一項及び近畿圏保全法」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の「一条」を加える。

(標識の設置等についての準用)

第十三条 第七条の規定は、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項中

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律第九条第四項第一号」を「近畿圏保全法第八条第四項第一号」に改め、同项第三号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同项第四号中

「第九条の二第一項の規定により締結された」を削り、同项第五号中「第二十条の二第一項又は第二項の規定により締結された」を削り、同条

を第十四条とし、同条の次に次の「一条」を加える。

(原状回復命令等についての準用)

第十五条 第九条の規定は、前条第一項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

(損失の補償についての準用)

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十条第一項第一号に改め、同条第二項中「第二十条の六第一項」を「第六十八条第一項」に、「第二十条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全に関するものを行うもの」を「(第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。)に改め、同条を第十七条とする。

第六条及び第七条を削る。

第三条の見出し中「緑地保全地区」を「特別

緑地保全地区」に改め、同条第一項中「の」を「のいずれか」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同条第二項中「首都

別緑地保全地区」に改め、同条第一項本文中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、

前記の「号」を加える。

同条を第二十四条とする。

(標識の設置等についての準用)

第十三条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例に規定する地区計画等をいう。

「第八条第一項の届出」とあるのは、「第十四

条第一項の許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域」とあるのは、「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

第四条を削る。

第三条の見出し中「緑地保全地区」を「特別

緑地保全地区」に改め、同条第一項中「の」を「のいずれか」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同条第二項中「首都

別緑地保全地区」に改め、同条第一項本文中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、

前記の「号」を加える。

同条を第二十四条とする。

整備計画をいう。)において、現に存する樹林地、草地等(緑地であるものに限る。次項において同じ。)で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められており、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 前項の規定に基づく条例(以下「地区計画等緑地保全条例」という。)には、併せて、市町村長が当該樹林地、草地等の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保及び都市における緑地の適正な保全を図るために、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4 地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項まで及び第九項(第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

(標識の設置等についての準用)

第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例が定められた場合について準用す

る。この場合において、同条第一項及び第四項中「都道府県」とあるのは、「市町村」と、

同条第一項中「緑地保全地域」とあるのは、「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等)

第二十二条 地区計画等緑地保全条例には、第

十五条において準用する第九条の規定及び第十九条において読み替えて準用する第十二条の規定の例により、原状回復等の命令並びに報告の徴収及び立入検査等をすることができる旨を定めることができる。

(損失の補償についての準用)

第二十三条 第十二条の規定は、地区計画等緑地保全条例による許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、同条第一項本文中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「地区計画等緑地保全条例による許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域に関する都市計画」とあるのは「地区計画等緑地保全条例」と、同条第二項において準用する第七条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第二章に第一節として次の二節を加える。

第一節 緑地保全地域

(緑地保全地域に関する都市計画)

第五条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。

一 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの

二 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

(緑地保全計画)

第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合には、都道府県は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聽いて、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

2 緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

るものとする。

一 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

二 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

ハ その他緑地保全地域内の緑地の保全に

関し必要な事項

3 緑地保全計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の一第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合したものでなければならぬ。

4 都道府県は、緑地保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。

(標識の設置等)

第七条 都道府県は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内に、緑地保全地域である旨を表示した標識を設けなければならぬ。

2 緑地保全地域内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合には、都道府県知事又は損失を受けた者においては、都道府県知事は、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

10 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

11 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その前項の期間内に第二項の処分をすればならない。

12 緑地保全地域に関する都市計画が定められた際に着手していた行為

13 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

14 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

15 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令

は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法（昭和二十六年法律第二百九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第一十条第一項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 前項の規定にかかるわらず、国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為について

6 都道府県知事は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 前項の規定にかかるわらず、国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為について

8 都道府県知事は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国機関又は地方公共団体は、同項の届出をする行為をしてしまうときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

9 前項の規定にかかるわらず、当該緑地の保全のため必要があると認められるときは、その必要な限度において、当該緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

10 前項の規定は、適用しない。

11 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの

12 緑地保全地域に関する都市計画が定められた際に着手していた行為

13 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

14 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

15 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令

で定める行為に該当する行為
六 緑地保全計画に定められた緑地の保全に
関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

七 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

八 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次節において単に「市民緑地契約」という。）において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等）

第九条 都道府県知事は、前条第二項の規定による处分に違反した者が、ある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相違の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため

必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」といふ。）を命じようとする場合において、過失がないことによって當該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、當該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに當該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が當該

原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第十条 都道府県は、第八条第二項の規定による处分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該处分に係る行為については、この限りでない。

一 第八条第一項の届出に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができるなため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものと除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲げるものであると認められるとき。

イ 都市計画法による開発許可を受けた開発行為により確保された緑地その他これに準するものとして政令で定める緑地の保全に支障を及ぼす行為

（報告及び立入検査等）

2 第七条第五項及び第六項の規定は、前項本文の規定による損失の補償について準用する。

第十二条 都道府県知事は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第八条第二項

の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、第八条及び第九条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらが当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

「第二章 緑地保全地区」を「第二章 緑地保全地域等」に改める。

第二章を第三章とし、同章の次に次の二章を加える。

第四章 緑化地域等

（緑化地域に関する都市計画）

第三十四条 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域のうち、良好的な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設）当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章及び第七章において同

じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えてはならない。

一 十分の二・五

二 一から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十三条第一項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率のものに限る。次条において同じ。）、高層利用地区（同項第三号に掲げる高度利用地区をいう。以下同じ。）の最高限度（高層居住誘導地区（都市計画法第八条第一項第二号の三に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。次条において同じ。）、高層利用地区（同項第四号の二に掲げる都市再生特別地区をいう。以下同じ。）の区域内にあつては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度）を減じた数値から十分の一を減じた数値

（緑化率）

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際に着手していった行為及び政令で定めた範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定にかかるらず、緑化地域内の高度利用地区（壁面の位置の制限が定められていないものに限る。）、特定街区（都市計画法第八条第一項第四号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。）又は都市再生特別地区（以下こ

の項において「高度利用地区等」という。)の区域内において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

一 十分の二・五

二 一から高度利用地区等に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高度度を減じた数値から十分の一を減じた数値

三 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

三 その敷地の全部又は一部がかけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

4 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

5 一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値が前条第一項の規定により都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度を下回る建築物(高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街)

区又は都市再生特別地区(以下この条において「高層住居誘導地区等」という。)の区域内の建築物を除く。)の緑化率は、第一項の規定にかかわらず、当該一から同法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値以上でなければならない。

6 建築物の敷地が、第一項、第二項又は前項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零)にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

7 前各項の規定は、建築基準法第五十三条第五項各号に掲げる建築物(高層住居誘導地区等の区域内の建築物を除く。)、高度利用地区内の同法第五十九条第一項各号に掲げる建築物及び都市再生特別地区内の同法第六十条の二第一項各号に掲げる建築物については、適用しない。

8 第一項、第二項及び前三項の規定にかわらず、建築基準法第五十二条第七項、第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)又は第八十六条の二第二項の規定の適用を受ける建築物についての緑化率の最低限度は、政令で定める。

(一定の複数建築物に対する緑化率規制の特例)

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物については、

これらの建築物が同一敷地内にあるものとみなして前条の規定を適用する。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条(第四項を除く。)の規定又は同項の規定により許可された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条(第四項を除く。)の規定又は同条第四項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

3 地区計画等緑化率条例には、第三十七条及び前条の規定の例により、違反是正のための推進による良好な都市環境の形成を図るために、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い、行うものとする。政令で定める旨を定めることができる。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められる区域に限る。)内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2 前項の規定に基づく条例(以下「地区計画等緑化率条例」という。以下同じ。)による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3 地区計画等緑化率条例には、第三十七条及び前条の規定の例により、違反是正のための措置並びに報告の徵収及び立入検査をすることができる旨を定めることができる。

(第三節 雜則)

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)とみなす。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物については、

一 建築基準法第三十五条及び第三十九条第一項各号に掲げる建築物については、適用しない。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内である

もの又は同条第二項の許可を受けたもの

とができる。

緑地保全地域をその区域とする市町村にあつて

一一〇

三 建築基準法第八十五条第一項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下屋、才斗置場その他の工事用施設

所下小屋・木造置場の他これらに類する仮設建築物

(緑化施設の工事の認定)

他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合には、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出で、その旨の認定を受けることができる。

建築基準法第七条第四項に規定する建築主

事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に對し、その検査に係る建築物及びその敷地が緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めめた場合においては、同法第七条第五

項又は第七条の二第五項の規定にかかるわざ
ず、これらの規定による検査済証を交付しな
ければならない。

前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつては、

⁴ 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)
第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等綠化率条例の規定により設けられた綠化施設の管理の方法の基準を定めるこ

<p>区域その他」を加える。</p> <p>第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に</p>	<p>「第一条の二中「当たり」の下に「都市公園の</p>	<p>章 章 章 章 監督(第二十七条 第二十八条) 雜則(第二十九条 第三十六条) 罰則(第三十七条 第四十二条)</p>	<p>に改めます</p>	<p>目次中「第十八条の二」を「第十九条」に、</p>
--	------------------------------	--	--------------	-----------------------------

意を得なければならぬ。
第一章の二中第二条の二を第四条とする。
第一章の二を第二章とする。
第一章中第二条の次に次の一条を加える。
(定義)
第三条 この法律において「緑地」とは、樹林
地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況
がこれらに類する土地が、単独で若しくは一

同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

2 体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

3 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。

域」とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第二百一号。以下「首都圏保全法」という。）第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において、「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号。以下「近畿圏保全法」という。）第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

目次中「第十八条の二」を「第十九条」に、「第三章 雜則(第十九条 第二十四条の二)」を「第四章 罰則(第二十五条 第二十九条)」と改める。

第二条の二中「当たり」の下に「都市公園(区域その他)」を加える。

次の一項を加える。
2 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)
第四条第一項に規定する基本計画(地方公
團体の設置に係る都市公園の整備の方針が定
められているものに限る)が定められたた
町村の区域内において地方公共団体が都市
公園を設置する場合においては、当該都市公

の設置は、前項に定めるもののほか、当該本計画に即して行うものとする。
第五条第一項及び第二項を次のように改
る者（以下「公園管理者」という。）以外
者は、都市公園に公園施設を設け、又は公
施設を管理しようとするときは、条例（國
設置に係る都市公園にあつては、國土交通
令）で定める事項を記載した申請書を公園

理者に提出してその許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとする

ときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設け

る公園施設が次の各号のいずれかに該当する

場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理す

ることが不適当又は困難であると認められ

るもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管

理することが当該都市公園の機能の増進に

資すると認められるもの

第六条第二項中「地方公共団体の設置に係る都

市公園にあつては条例で、國の設置に係る都

市公園にあつては國土交通省令」を「条例(國)

の設置に係る都市公園にあつては、政

令(國の設置に係る都市公園にあつては、政

令)に改める。

第二十九条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「第十条の二(第二十三

条第三項)を「第十一条(第三十三条第四項)

に、「第十条の二(各号の一)を「第十二条各号

のいずれかに、「一千万円」を「十万円」に改

め、同条第二項中「第十二条第一項又は第二項

(第二十三条第三項)を「第二十七条第一項又

は第二項(第三十三条第四項)に、「掲げる

ものの」を「のいずれかに掲げるもの」に、

例(國の設置に係る都市公園にあつては、政

令)に改め、同条第三項を「第十二条第一項

に、「附する」を「付する」に改める。

第十一条中「第五条第二項」を「第五条第一項

に、「附する」を「付する」に改める。

第十二条及び第十二条を削り、第十条の三を

第十二条とし、第十条の二を第十二条とする。

第十六条中「都市公園の区域内において都市

計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に

係る都市計画事業が施行される場合その他公益

上特別の必要がある場合又は廃止される都市公

園に代るべき都市公園が設置される場合」を次

に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加え

上特別の必要がある場合

一 廃止される都市公園に代わるべき都市公

園が設置される場合

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を

借受けにより取得した都市公園について、國の

各号に、「二十万円」を「五十万円」に改め、

当該貸借契約の終了又は解除によりその権

原が消滅した場合

第十八条中「地方公共団体の設置に係る都市

公園にあつては當該地方公共団体の条例で、國

の設置に係る都市公園にあつては政令」を「條

例(國の設置に係る都市公園にあつては、政

令)に改める。

第二十九条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「第十条の二(第二十三

条第三項)を「第十一条(第三十三条第四項)

に、「第十条の二(各号の一)を「第十二条各号

のいずれかに、「一千万円」を「十万円」に改

め、同条第二項中「第十二条第一項又は第二項

(第二十三条第三項)を「第二十七条第一項又

は第二項(第三十三条第四項)に、「掲げる

ものの」を「のいずれかに掲げるもの」に、

例(國の設置に係る都市公園にあつては、政

令)に改め、同条第三項を「第十二条第一項

に、「附する」を「付する」に改める。

第十一条中「第五条第二項」を「第五条第一項

に、「附する」を「付する」に改める。

第十二条及び第十二条を削り、第十条の三を

第十二条とし、第十条の二を第十二条とする。

第十六条中「都市公園の区域内において都市

計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に

係る都市計画事業が施行される場合その他公益

上特別の必要がある場合又は廃止される都市公

園に代るべき都市公園が設置される場合」を次

に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加え

上特別の必要がある場合

一 廃止される都市公園に代わるべき都市公

項において」を「第四十条第二項において」に、

「第二十八条第二項各号」を「第四十条第二項

各号に、「二十万円」を「五十万円」に改め、

同条を第三十七条とする。

第四章を第六章とする。

第三章中第二十四条の二を第三十五条とし、

同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は

国土交通省令を制定し、又は改廃する場合に

おいては、それぞれ、政令又は国土交通省令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と

される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に關する経過措置を含む)を定めること

ができる。

第三十四条第一項中「の」を「のいずれか」

に改め、同項第一号中「第五条第二項」を「第

五条第一項」に、前条第三項」を「前条第四

項」に改め、同項第二号中「前条第三項」を「前

条第四項」に改め、同項第五号中「第十条の三

第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号を

同項第六号とし、同項第四号を削り、同項第三

号中「第十二条第一項」を「第二十七条第一項

に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同

号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二

号を加える。

第三十三条、第十四条第二項又は第二十八

条第四項(前条第四項においてこれら規

定を準用する場合を含む)の規定による

負担の決定

第二十七条を第三十九条とする。

第二十六条中「の」を「のいずれか」に、

「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号

中「第五条第二項(第二十三条第三項)を「第

項又は第二項」に、「区域内にある土地につい

て」を「区域についての土地に関する」に、「第

十八条の二」を「第十九条、第二十五条から第

二十八条まで」に、「土地(以下「公園予定地」

を「区域(以下「公園予定区域」)に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の

一項を加える。

3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公

園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正か

つ合理的な土地利用の促進を図るために必要な

あると認めるときは、前二項の規定による都

市公園を設置すべき区域を、立体的区域とす

ることができる。

第二十二条条までを十条ずつ繰り下げる。

第二十三条を第三十三条规定とし、第十九条から

第三章を第五章とする。

第十八条の二中「第五条第二項」を「第五条

第一項」に改め、第二章中同条を第十九条とす

る。

第二章の次に次の二章を加える。

(立体都市公園)

第二十条 公園管理者は、都市公園の存する地

域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利

用の促進を図るため必要があると認めるとき

は、都市公園の区域を空間又は地下について

下限を定めたもの(以下「立体的区域」とい

う)とすることができる。

(設置基準)

第二十一条 その区域を立体的区域とする都市

公園(以下「立体都市公園」という)の設

置に関する基準については、政令で定める。

(公園一体建物に関する協定)

第二十二条 公園管理者は、立体都市公園と当

該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所

有者となるうとする者と次に掲げる事項を定めた協定(以下「協定」という)を締結す

項において」を「第四十条第二項において」に、

「第二十八条第二項各号」を「第四十条第二項

各号に、「二十万円」を「五十万円」に改め、

同条を第三十七条とする。

第四章を第六章とする。

第三章中第二十四条の二を第三十五条とし、

同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

ることができる。この場合において、公園管理者は、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物（以下「公園一体建物」という。）

二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替及びこれらに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 公園一体建物に関する立体都市公園の管理上必要な行為の制限

ロ 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立入り

ハ 立体都市公園に関する工事又は公園一体建物に関する工事が行われる場合の調整

二 立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の掲示方法

七 その他必要な事項

2 公園管理者は、協定を締結した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを公園管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定で定めるところにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（協定の効力）

第二十三条 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において当該協定の目的となつている公園一体建物の所有者ととなつた者に対しても、その効力があるものとする。

（公園一体建物に関する私権の行使の制限等）

第二十四条 公園一体建物の所有者以外の者であつてその公園一体建物の敷地に關する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（次項において「敷地所有者等」という。）は、その公園一体建物の所有者に対する当該権利の行使が立体都市公園を支持する公園一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

前項の場合において、公園一体建物の所有者がこれを所有するためのその敷地に關する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、当該公園一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、当該公園一体建物の所有者に対し、当該公園一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

（公園保全立体区域）

第二十五条 公園管理者は、立体都市公園について、当該立体都市公園の構造を保全するため必要があると認めるときは、その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができる。

2 公園管理者は、協定を締結した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを公園管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定で定めるところにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（公園保全立体区域における行為の制限）

第二十六条 公園保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害を防止するための施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を

講じなければならない。

2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上や立體都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他公園保全立体区域における行為であつて、立體都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に對し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立體都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

（監督处分）

第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に對して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、条例（國の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

6 公園管理者は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二週間（工作物等が特に貴重

する場合においては、この法律の規定による許可を受けた者に對し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上や立體都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

なものであるときは、三月）を経過してもな

お当該工作物等を返還することができない場

合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 公園管理者は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する公園管理者（国土交通大臣が公園管理者であるときは、国）に帰属する。

（監督処分に伴う損失の補償）

第二十八条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に對し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができることとする。

附則第十項及び第十三項中「第十九条」を「第二十九条」に改める。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第三条 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

第七条を削る。

第八条第一項中「緑地保全地区」を「緑地保全地域及び特別緑地保全地区」に改め、「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、「の各号」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に從つて行う行為

第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を

加える。

（管理協定の締結等）

第八条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第十六条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該理由を生じさせた者に負担させることができることとする。

附則第十項及び第十三項中「第十九条」を「第二十九条」に改める。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第三条 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

第七条を削る。

第八条第一項中「緑地保全地区」を「緑地保全地域及び特別緑地保全地区」に改め、「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、「の各号」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に從つて行う行為

第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を

は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合においては、当該指定都市の長）と協議しなければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地に

ついて、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都県知事の認可を受けなければならない。

第九条から第十三条までを次のように改める。

（管理協定の締結等）

第九条 地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、關係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は都県知事に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第十条 都県知事は、第八条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容が、第八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合においては、当該指定都市の長）と協議しなければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地に

ついて、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都県知事の認可を受けなければならない。

第九条から第十三条までを次のように改める。

（管理協定の締結等）

第九条 地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、關係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は都県知事に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第十条 都県知事は、第八条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手續が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容が、第八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

第十一條 地方公共団体又は都県知事は、それ

ぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該都県の事務所に備えて公衆の縦覽に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第十二条 第八条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第十三条 第十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対するものとする。

第十九条を第二十二条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）を「事務（第八条第四項及び第五項並びに第九条から第十一条まで（これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。）に規定する事務を除く。）は、指定都市」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条を第十八条とする。

第十四条第二項中「都市綠地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第七条第一項」を「都市綠地法第十六条において読み替えて準用する市綠地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項」に、「第八条第一項」を「第

十七条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十四条 第八条第一項の綠地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集團で

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は

保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び綠地

管理機構（都市綠地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された綠地管理機構をいう。以下同じ。）とあるのは「当該指定都市」と「指定都市等」とあるのは「指定都市」に、中核市（以下この条において「指定都市等」とあるのは「当該中核市」と「指定都市等」とあるのは「当該指定都市又は中核市」）とあるのは「当該指定都市」に、当該中核市等に」とあるのは「指定都市」に、

同条第二項中「市町村都市計画審議会（当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「市町村都市計画審議会」とする。

第十六条 都市綠地法第六十八条第一項の規定により指定された綠地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務の中「所有者」とあるのは「所有者又は綠地管理機構」とする。

(都市綠地法の特例)

第十五条 保全区域内の綠地保全地域について定められる綠地保全計画（都市綠地法第六条第一項の規定による綠地保全計画をいう。以下同じ。）は、近郊綠地保全計画に適合したものでなければならない。

第十六条の前の見出しとして「罰則」を付する。第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「の」を「のいすれか」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

「指定都市の区域及び中核市の区域」とあるのは「指定都市の区域」と、「について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について」とあるのは「について」と、同法第三十条第一項中「指定都市及び中核市」とあるのは「指定都市」と、「当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」とあるのは「当該中核市」と「指定都市等」とあるのは「当該指定都市」と「指定都市等」とあるのは「当該指定都市」）とあるのは「指定都市」に、

二条第一項中「指定都市及び中核市」とあるのは「指定都市」と、「当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」とあるのは「当該中核市」と「指定都市等」とあるのは「当該指定都市」と「指定都市等」とあるのは「当該指定都市」）とあるのは「指定都市」に、

二条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊綠地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(管理協定の締結等)

第十九条 地方公共団体又は都市綠地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された綠地管理機構（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、近郊綠地保全区域内の近郊綠地の保全のため必要があると認めるときは、当該

又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」とい

う。）を締結して、当該土地の区域内の近郊綠地の管理を行うことができる。

第一 管理協定に基づく近郊綠地の管理を行うこと。

第二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第三 前項の場合においては、都市綠地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「二(1)又は首都圈保全法第十六条第一項第一号」とする。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第一 管理協定に基づく近郊綠地の管理を行うこと。

第二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第三 前項の場合においては、都市綠地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「二(1)又は首都圈保全法第十六条第一項第一号」とする。

なつ」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊綠地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(管理協定の締結等)

第十九条 地方公共団体又は都市綠地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された綠地管理機構（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、近郊綠地保全区域内の近郊綠地の保全のため必要があると認めるときは、当該

又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」とい

う。）を締結して、当該土地の区域内の近郊綠地の管理を行うことができる。

第一 管理協定に基づく近郊綠地の管理を行うこと。

第二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第三 前項の場合においては、都市綠地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「二(1)又は首都圈保全法第十六条第一項第一号」とする。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第一 管理協定に基づく近郊綠地の管理を行うこと。

第二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第三 前項の場合においては、都市綠地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「二(1)又は首都圈保全法第十六条第一項第一号」とする。

都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

(租税特別措置法の一項改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第三号中「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第一項」を「都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十七条第一項」に、「都市緑地保全法第八条第三項」を「都市緑地法第十七条第三項」に改める。

第六十五条の三第一項第三号中「都市緑地保全法第八条第一項」を「都市緑地法第十七条第一項」に、「都市緑地保全法第八条第三項」を「都市緑地法第十七条第三項」に改める。

第七十条の九の見出し中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同条第一項中「都市緑地保全法第三条の規定による緑地保全地区」を「都市緑地法第十二条の規定による特別緑地保全地区」に、「緑地保全地区等内土地部分の税額」を「特別緑地保全地区等内土地部分の税額」に改め、同条第二項中「緑地保全地区等内土地部分の税額」を「特別緑地保全地区等内土地部分の税額」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一項改正)
第十一條 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号口中「第二十三条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一項改正)
第十二条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第十四条第一項」を「第四十五

条第一項」に、「第二十条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

(地価税法の一項改正)

第十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第三条第一項」を「第十二条第一項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一項改正)
第十四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号中「第二十条」を「第三十条」に改める。
第二十四条中「第四章」を「第六章」に改める。

第六十五条の三第一項第三号中「都市緑地保全法第八条第一項」を「都市緑地法第十七条第一項」に、「都市緑地保全法第八条第三項」を「都市緑地法第十七条第三項」に改める。

第五条第一項に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同条第一項中「都市緑地保全法第三条の規定による緑地保全地区」を「都市緑地法第十二条の規定による特別緑地保全地区」に、「緑地保全地区等内土地部分の税額」を「特別緑地保全地区等内土地部分の税額」に改め、同条第二項中「緑地保全地区等内土地部分の税額」を「特別緑地保全地区等内土地部分の税額」に改める。

平成十六年六月十一日印刷

平成十六年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

P